

## 子育て改革のための共同親権プロジェクト 規約

### 第1条（名称）

当会は「子育て改革のための共同親権プロジェクト」と称する。

### 第2条（所在地）

当会を次の所在地に置く。（自宅住所につき非開示）

### 第3条（目的）

当会は、可及的速やかに民法を単独親権制度から共同親権制度に転換させ、男女平等の子育てに変革することを目的とする。

### 第4条（活動）

当会の主な活動は、以下のとおりとする。

1. 共同親権制度実現に向けた賛同活動
2. 共同親権制度実現に向けた普及・啓蒙活動
3. その他、目的の達成に必要な活動

### 第5条（活動期間）

民法の単独親権制度から共同親権制度に転換後、速やかに解散する。その後の活動や活動体の継続はその時点で決定する。

### 第6条（会員）

#### 1. 入会

当会の目的に賛同し、プロジェクト参画費を払うことで入会することができる。ただし、運営委員会が不適当と認めた者は入会を拒むことができる。なお、一度支払った参加費は返還しない。

#### 2. 会員資格

本活動の目的に賛同する個人、団体とする。

### 第7条（遵守事項）

会員は次の事項を遵守する必要がある。

- （1） 当会の信頼を毀損する行為をしないこと
- （2） 当会員の信用を毀損する行為をしないこと

### 第8条（会員の除名・資格停止）

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、運営委員会の決定により、会員の除名又は資格停止を行うことが出来る。この場合、受領済みの参加費は一切返還しない。

(1) 本規約に違反した場合

(2) 当会及び他の会員の活動を妨害する等により、当会又は他の会員の活動に悪影響を及ぼした場合

#### 第9条（役員）

1. 当会は次の役員を置く。

代表者1名、副代表、会計1名

2. 当年度の役員は、定例総会で専任する。

3. 役員の仕事は次のとおり定める。

(1) 代表 : 当会を代表し、その業務を統括する。

(2) 副代表 : 代表を補佐し、これに事故又は欠席のときは、その職務を代行する。

(3) 会計 : 会の会計業務を行う。

#### 第10条（運営委員会）

1. 当会は、会務を遂行する運営委員会を置き、活動方針に関する事項を討議、決定する。

2. 運営委員会の決定により、会員の中から運営委員を随時選任することができる。

3. 運営委員会は、会員が傍聴、発言できる。

#### 第11条（総会）

1. 当会の総会は運営委員によって構成し、会計年度終了後速やかに定例総会を開催する。

2. 役員の仕事、予算・決算等の承認等は総会を開催し、出席者の過半数の同意をもって決定する。

3. 必要がある場合は、臨時に総会を開催できるものとする。

#### 第12条（参加費等）

1. 当会の運営および活動に必要な費用は、参加費・寄付金により賄う。

2. 参加費の額は運営委員会で定める。ただし、経済的な事情により支払いが困難な場合はこの限りではない。

3. 資金については会計が適正に管理を行い、定期的に代表に報告をするものとする。

#### 第13条（会計年度）

当会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

#### 第14条（規約の変更）

本規約は運営委員会の過半数の同意をもって改正することができる。

第15条（設立年月日）

当会の設立年月日は2020年10月1日とする。

附 則

施行 2020年10月1日